○上田市リサイクル活動拠点施設管理規則

平成18年３月６日

規則第102号

（趣旨）

第１条　この規則は、上田市リサイクル活動拠点施設条例（平成18年上田市条例第144号）第10条の規定により、リサイクル活動拠点施設（以下「拠点施設」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用の申請）

第２条　拠点施設を利用しようとする者は、事前に利用許可申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（遵守事項）

第３条　拠点施設を利用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1)　施設、設備等を損傷し、又は汚損しないこと。

(2)　備品を拠点施設外に持ち出さないこと。

(3)　利用許可のない室又は設備、器具等を利用しないこと。

(4)　所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用しないこと。

(5)　利用の権利を他に譲渡し、又は転貸しないこと。

(6)　許可を受けた者のほか、拠点施設の内外において、物品の販売等の営業行為をしないこと。

(7)　前各号に定めるもののほか、秩序の維持について市長が指示すること。

（補則）

第４条　この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、平成18年３月６日から施行する。